

## 地域再生基本方針の一部変更について

平成26年12月27日  
閣議決定

地域再生法（平成17年法律第24号）第4条第7項において準用する同条第4項の規定に基づき、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

1の1) 中「近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して」を「少子高齢化が進展し、人口の減少が続くとともに、産業構造が変化する中で」に改め、「展開されることが重要である。」の次に次のように加える。

国は、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）を定め、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むこととしたところである。一方、地方創生においては、地方が自ら考え、責任をもって取り組むことが何よりも重要であることから、都道府県及び市町村は、当該戦略を勘案して、「都道府県及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定め、推進することが強く期待されている。人口減少克服、地方創生実現のために、地域再生の推進に当たっては、地域がそれぞれの地域の課題を的確に把握し、課題解決に向けて積極的に取り組むことが重要である。

1の1) 中「総合特区」の次に「、国家戦略特区」を加える。

2中「可能性がある。」の次に次のように加える。

特に農山漁村地域においては、雇用機会が少ないことや都市部と比較して所得が低いことを背景として、若者を中心とした人口流出に歯止めがかかっていないため、都市部に先駆けて高齢化や人口減少が進行している。このため、地域の中核的な産業である農林水産業を、若者にとっても魅力のある成長産業とするとともに、農林水産物をはじめとした地域資源を活用した6次産業化等を推進することにより、農山漁村における雇用創出・所得確保を図っていく必要がある。

2の4) の題名を次のように改める。

4) 構造改革特区、総合特区、国家戦略特区、都市再生、中心市街地活性化、環境モデル都市、環境未来都市等との連携

2の4)中「や総合特区」を「、総合特区や国家戦略特区」に改め、「充実させていく。」の次に次のように加える。

あわせて、地域における多様な課題に対応した取組を後押しするため、地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する施策、地域における医療及び介護の総合的な確保に関する施策その他の関連する施策との連携に配慮する。

2の4)中「地域再生、構造改革特区、総合特区」を「地域再生、構造改革特区、総合特区、国家戦略特区」に改め、「を推進する。」の次に次のように加える。

さらに、地域活性化に関する知見を有する政府以外の機関とも連携を図り、そのノウハウを活用することは極めて有用であることから、政府の関係機関のみならず、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、地域再生を図るために行う事業を実施し、又は実施すると見込まれる者その他の関係者と相互に連携し、協働する。

2の5)中「第5条第10項」を「第5条第15項」に改める。

2の6)を次のように改める。

#### 6) 新たな措置の提案

##### ① 法第4条の2の規定に基づく提案

##### イ 提案の募集

現場の声をより重視した地域再生の推進を図るため、法第4条の2の規定に基づき、地方公共団体や民間事業者等から定期的に地域再生の推進に資する施策についての提案を募集する。

提案は、地方公共団体及び民間事業者等を含め誰からのものであっても受け付ける。

##### ロ 提案の対象

提案の対象は、地域再生の推進に資する税制・財政・金融上の支援措置等とする。なお、単に特定の地域における取組又は事業に対する財政支援等の優遇を求める提案ではなく、地域再生の推進に係る既存の施策体系の改善につながる提案を対象とする。

特に、特定政策課題の解決に資する施策に係る提案については、これをテーマとした募集を行う。また、特定政策課題の解決状況等を踏まえて見直しを行う場合は、必要に応じ、これらの提案募集に併せ、特定政策課題の提案募集を行う。

##### ハ 提案受付の方法

地域再生の推進に資する施策の提案は、本部の事務を処理する内閣官房（以下「内閣官房」という。）において受け付けるものとする。また、内閣官房は、提案に向けた相談に応じるものとし、関係府省庁は、内閣官房が提

案に向けた相談に応じるに当たって、必要な情報提供を行うものとする。なお、地域再生制度の説明や提案に向けた相談への対応は、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室も活用して行うものとする。

提案の受付は、毎年度1回行うこととし、募集時期については、構造改革特区制度の提案募集との連携、総合特区の指定手続等にも配慮し決定する。

## ニ 提案を受けた政府の対応

受け付けた提案については、内閣官房が実現に向けて関係府省庁と調整を行い、その結果を踏まえ、関係府省庁において必要な措置が講ぜられるものとする。この場合において、関係府省庁の範囲は、各府省の意見を聴いた上で内閣官房において決定する。

## ② 法第4条の3の規定に基づく提案

### イ 地方公共団体による提案

地域再生に取り組む地方公共団体の声に耳を傾け、より強力に支援を行うため、法第4条の3の規定に基づき、地域再生計画の認定の申請をしようとする地方公共団体は、内閣総理大臣に対して、地域再生の推進のために政府が講ずべき新たな措置に関する提案を随時することができるものとする。

### ロ 提案の対象

提案の対象は、地域の具体的な課題の解決に向けた税制・財政・金融上の支援措置等とする。なお、単に特定の地域における取組又は事業に対する財政支援等の優遇を求める提案ではなく、地域再生の推進に係る既存の施策体系の改善につながる提案を対象とする。

### ハ 提案受付の方法

提案は、内閣官房において受け付けるものとする。また、内閣官房は、提案に向けた相談に応じるものとし、関係府省庁は、内閣官房が提案に向けた相談に応じるに当たって、必要な情報提供を行うものとする。なお、地域再生制度の説明や提案に向けた相談への対応は、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室も活用して行うものとする。

## ニ 提案を受けた政府の対応

受け付けた提案については、内閣官房が実現に向けて関係府省庁と調整を行い、その結果を踏まえ、関係府省庁において必要な措置が講ぜられるものとする。この場合において、関係府省庁の範囲は、各府省の意見を聴いた上で内閣官房において決定する。

なお、提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要がないと認めるときは、その旨及びその理由を当該提案をした地方公共団体に通知するものとする。

4の1) 中「第5条第10項各号」を「第5条第15項各号」に改める。

4の3) ①を次のように改める。

① 地域再生計画の認定申請

イ 地域再生計画の認定の申請の受付については、毎年度5月、9月及び1月を目途に実施することを原則とし、具体的なスケジュールは別途、内閣府が決定し、公表する。

ロ また、地域再生計画の認定申請と同時に、同一地方公共団体からの構造改革特別区域計画及び中心市街地活性化基本計画を受け付けて、一体的に認定することができる。

なお、5) ⑦、⑧及び⑨の特例を活用し、地域再生計画の認定を受けたときは、構造改革特別区域計画、中心市街地活性化基本計画及び産業集積形成等基本計画について認定及び同意があったものとみなすこととする。

ハ 地域再生計画の認定申請をしようとする主体は、以下のいずれかによるものとする。

a. 地方公共団体が単独

b. 複数の地方公共団体が共同

c. a.、b.のいずれかと地域再生計画に記載された地域再生を図るための事業を実施しようとする実施主体（地方公共団体を除く。）が共同

なお、法第5条第1項に基づく認定申請の手続は、認定申請をしようとする主体に含まれる地方公共団体により行われるものとする。5) ⑨の産業集積形成等基本計画の同意の手続の特例を活用した地域再生計画の認定申請等をする場合にあっては、都道府県及び市町村の共同で行われるものとする。

ニ 都道府県及び市町村は、各々が主体となる事業について共同で地域再生計画を定めるほか、各々が別に定める場合も想定されるため、同一の区域を含んだ各々の地域再生計画を作成する場合には、必要な調整を自主的に行うことを前提とする。

ホ また、地域再生計画を作成する際には、まち・ひと・しごと創生法に基づき都道府県及び市町村が定めるよう努めることとされている「都道府県及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の法律に基づく諸計画との調和が図られることが必要である。

ヘ なお、地方公共団体が地域再生計画を作成する際には、特定非営利活動法人をはじめとするNPO、地域住民、関係団体、民間事業者等を通じて地域のニーズを十分に把握し、PFI制度等の活用も含めた民間のノウハウ、資金等の活用促進を検討した上で、反映するよう努めることが望ましい。

ト このような考えの下、4)に定める地域再生協議会が組織されているときは、当該地域再生計画に記載する事項について当該地域再生協議会において協議をしなければならないこととしている。

また、地方公共団体は、特定地域再生事業に関する事項を記載した地域再生計画を作成しようとするときは、特定地域再生事業が円滑かつ確実に実施

されることが重要であることから、法第5条第5項に基づき、当該特定地域再生事業を実施する者の意見を聴かなければならないこととしている。

チ 地域再生計画の認定申請に当たって、地方公共団体は、法第5条第11項に基づき、内閣総理大臣に対し、その認定を受けて実施しようとする地域再生を図るために行う事業及びこれに関連する事業（以下「地域再生事業等」という。）に係る補助金の交付その他の支援措置の内容並びに当該地域再生事業等に関する規制について規定する法律等の規定の解釈並びに当該地域再生事業等に対する当該支援措置及び当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる。

その際、地方公共団体は、事業内容（当該事業が「これに関連する事業」である場合には、関連する「地域再生を図るために行う事業」の内容、関連すると考える理由を含む。）や解釈を確認したい規定について極力明らかにして確認を求めるものとする。

リ 地方公共団体は、地域再生計画の認定の申請をしようとするときは、併せて以下に掲げる計画を提出することができる。

- a. 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第1項の規定により作成した都市再生整備計画
- b. 都市再生特別措置法第81条第1項の規定により作成した立地適正化計画（誘導施設の整備に関する事業等（同法第46条第1項の土地の区域における同条第2項第2号又は第3号に掲げる事業又は事務であって市町村又は特定非営利活動法人等が実施するものに係るものに限る。）が記載されているものに限る。）
- c. 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第6条第1項の規定により作成した地域住宅計画
- d. 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条第1項の規定により作成した活性化計画
- e. 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）第5条第1項の規定により作成した広域的地域活性化基盤整備計画
- f. 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項の規定により作成した地域公共交通網形成計画
- g. 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）第4条第1項の規定により作成した観光圏整備計画

内閣総理大臣は、これらの計画の提出があったときは、当該計画の実施が地域再生計画の実施による地域再生の実現に与える影響を考慮して、地域再生計画の認定を行うものとする。

これらの計画の提出を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、当該計画の主務

大臣にその写しを送付するものとし、当該大臣が当該計画の写しの送付を受けたときは、それぞれ当該計画について当該大臣への提出又は送付があったものとみなすこととする。

4の3) ②中「、同一の区域において」を削り、「特例措置」の次に「を活用する場合は、当該特例措置を記載した構造改革特別区域計画を」を加え、「これらの措置を記載した計画」を「当該措置を記載した中心市街地活性化基本計画」に改め、「できるものとする。」の次に次のように加える。

なお、5) ⑦、⑧及び⑨の特例を活用し、地域再生計画の認定を受けたときは、構造改革特別区域計画、中心市街地活性化基本計画及び産業集積形成等基本計画について認定及び同意があったものとみなすこととする。

4の3) ④中「第5条第10項」を「第5条第15項」に、「第5条第11項」を「第5条第16項」に改める。

4の5) 中③及び④を削り、⑤を③とし、⑥を④とし、⑦を⑤とし、この次に次のように加える。

⑥ 地域農林水産業振興施設を整備する事業に係る農地転用等の特例

イ 認定を受けた市町村は、法第17条の2第1項により、地域再生協議会の協議を経て、地域農林水産業振興施設整備計画を作成することができる。

ロ 法第17条の3第1項及び第2項により、イにより作成された地域農林水産業振興施設整備計画に従い、事業実施主体が、地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合又は農地若しくは採草放牧地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項に定める農地等の転用等に係る許可があったものとみなすこととする。

ハ 法第17条の4により、地域農林水産業振興施設整備計画に記載された地域農林水産業振興施設の用に供する土地を、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）から除外するために行う農用地区域の変更については、同法第13条第2項に定める農用地区域からの除外要件を適用しないこととする。

⑦ 構造改革特別区域計画の認定の手続の特例

法第17条の5により、法第5条第4項第5号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第15項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業に係る構造改革特別区域計画について構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4条第9項の規定による認定（同法第6条第1項の規定による変

更の認定を含む。)があったものとみなすこととする。

⑧ 中心市街地活性化基本計画の認定の手続の特例

法第17条の6により、法第5条第4項第6号に規定する事業及び措置が記載された地域再生計画が同条第15項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業及び措置に係る中心市街地活性化基本計画について中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第9条第10項の認定(同法第11条第1項の規定による変更の認定を含む。)があったものとみなすこととする。

⑨ 産業集積形成等基本計画の同意の手続の特例

法第17条の7により、法第5条第4項第7号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第15項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業に係る産業集積形成等基本計画について企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)第5条第5項の規定による同意(同法第6条第1項の規定による変更の同意を含む。)があったものとみなすこととする。

⑩ 補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化

補助対象財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象財産の転用を弾力的に認めるとともに、手続を簡素合理化することとし、法第18条により、認定地域再生計画に基づき、補助対象財産を補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合には、地域再生計画の認定を受けたことをもって、補助金等適正化法第22条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなすこととする。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認める。

なお、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、有償の譲渡・貸付の場合に国庫納付を求めること、当該補助対象財産に係る行政需要への対応状況の提出を求めることなど、必要最小限の条件を付すことができるものとする。

「地域再生推進のためのプログラム」(平成16年2月27日地域再生本部決定)別表1に基づき、認定に際しての同意の判断が明記されている施設は次のとおりである。

イ 公立学校の廃校施設及び余裕教室、史跡等購入費補助金により公有化した史跡等【文部科学省】

ロ 勤労青少年ホーム、職業能力開発校、社会福祉施設【厚生労働省】

ハ 下水道補助対象施設、公営住宅、特定優良賃貸住宅【国土交通省】

⑪ 認定を受けた地方公共団体による関係行政機関の事務調整の要請

法第10条の2第1項により、認定を受けた地方公共団体は、認定地域再生計画を実施する上で必要があると認める場合においては、内閣総理大臣に対し、

関係行政機関の事務の調整を行うことを要請することができる。

この要請を受けて、内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、必要な調整を行うものとする。

内閣総理大臣は、認定地域再生計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

#### ⑫ 認定を受けた地方公共団体による施策の改善提案

法第11条第1項により、認定を受けた地方公共団体は、認定地域再生計画の実施を通じて得られた知見に基づき、政府の地域再生に関する施策の改善について提案をすることができる。

この提案を受けて、地域再生本部は、検討を加え、遅滞なくその結果を当該地方公共団体に通知する。

当分の間、この施策の改善提案については、2の6)①の提案募集と同様の枠組みの中で行うものとする。

4の7)①を次のように改める。

#### ① 認定地域再生計画の進捗状況の把握及び効果の検証

イ 地域の自主的かつ自立的な取組により地域再生を進めるに当たっては、その取組が効果的なものとなるよう、地域自らが、明確なPDCAメカニズムの下に、短期・中長期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、改善等を行うことが重要である。

ロ 地方公共団体が地域再生計画を作成するに当たっては、計画の最終年度の数値目標のみではなく、中間目標を設定することにより、計画の進捗状況を検証できるものとするのが望ましい。

ハ イ及びロを踏まえ、地方公共団体は、計画期間中に、認定地域再生計画に掲げた取組の着実な実施を通じて地域再生が実現できるよう、定期的にフォローアップを行うものとする。このフォローアップにおいては、地方公共団体は、目標を設定している場合は当該目標の達成状況についても確認するよう努めるものとする。

なお、その結果、認定地域再生計画に記載された事項と地域の現状や事業の実施状況等から判断し、必要と認められる場合には、速やかに当該認定地域再生計画の見直しを行い、見直した計画について、再度認定の申請を行わなければならない。

二 内閣総理大臣は、地域再生計画の認定を受けた地方公共団体に対し、計画に記載された事業の実施状況等について、報告を求めることができるとし、報告を求めた場合には、その内容を公表する。

5の1)中「等の営利を目的としない法人」を「若しくは一般財団法人又は地域再

生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社であって政令で定める要件に該当するもの」に改める。

5の2) 中③を削り、②を③とし、①を②とし、②の前に次のように加える。

① 職員の派遣の要請又はあつせん

法第34条により、地方公共団体の長は、地域再生計画の作成若しくは変更又は地域再生を図るために行う事業の実施の準備若しくは実施のため必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に対し、内閣府の職員の派遣を要請し、又は関係行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

法第35条により、内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、法第34条の規定による要請又はあつせんがあったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣するよう努めるものとする。

なお、この派遣は、実際に現場を見ながらアドバイス等を行うことが有効であることから、地域再生計画の作成から事業の実施に至るまでの各段階で、地方公共団体からの自主的かつ自発的な要請に応じて国の職員を地域に短期間出張させるものである。

【内閣官房・各府省庁】

5の2) ③の次に次のように加える。

④ 地域再生に関する施策に関する情報の公表

法第36条により、地域再生に取り組む地方公共団体が施策を企画・立案するに当たって必要な情報をより容易に入手できるよう、関係府省庁の協力の下、地域再生を図るために行う事業に係る支援措置の内容に関する情報その他の政府の地域再生に関する施策に関する情報等（補助金・交付金等の予算措置、税制措置に加え、地域再生の推進ためにアドバイスや助言を行うことができる者の情報等）を、インターネット等により一元的に公表する。

【内閣官房・内閣府】

別表を別紙1のように改める。